

## 近代日本における「偉人」松平定信の表象

見城悌治

はじめに

「日本文化」「日本人」に対する認識が、超時代的に存するものではなく、国民国家形成とともに「創られる伝統」であることは、周知の理解となりつつある<sup>(1)</sup>。こうした文脈においては、「理想的日本人」、「偉人」もその必然的要素として発見され、物語化が促進される。

例えば、「愛国者・内村鑑三」が“Japan and Japanese”（後、改題し邦題は『代表的日本人』）を発表したのは、日清戦争が勃発した1894年である。ここでは西郷隆盛・上杉鷹山・二宮尊徳・中江藤樹・日蓮上人の五人が取り上げられていたが、内村が「農民聖人」として挙げた二宮尊徳は、10年後日露戦争後の地方改良運動の中で、国民統合のシンボルとして読み出されてくる<sup>(2)</sup>。

この日露戦後期は、二宮尊徳のみでなく、多くの「偉人」が顕彰され、国民統合の一助とする思想的動向が顕著となる。尊徳の場合は、その没後50年と戦争終結が重なり、戦後経営のあり方に大いに関わりを持って語られた。その中心は、1905年11月に執行された二宮尊徳50年祭を契機に、報徳関係者・内務官僚・農商務官僚・財界人らが結成した「報徳会」である。同会は月刊誌『斯民』をその機関誌とし（第1号は1906年4月に創刊）、同誌はその出発の経緯に従い、当初は二宮尊徳顕彰的側面が強かった<sup>(3)</sup>が、その他の「偉人」顕彰やそれらをめぐる動向にも誌面を少なからず割いた。試みに創刊当初5年の雑報欄を一瞥しただけで、以下のような祭典が行われていたことを知ることができる。すなわち、1908年10月には、吉田松陰・梅田雲浜・頼三樹三郎・橋本左内の五十年祭、1909年3月には加藤清正三百年祭と井伊直弼五十年祭、1910年3月には大原幽学五十年、10月には渡辺華山七十年祭、12月には浅見綱齋二百年祭などなど。

さらに『斯民』誌は、1908年5月号で「偉人号」を組んだ。なぜこの月にこの特集か？。それについては「本号発刊の五月十三日は、近古の偉人、東京市の恩人たる白河楽翁公の薨去せられたる文政十二年五月十三日を記念せんが為め」

とした上、「本会は、夙に民育民政の事項を講究し、之に依りて聊か世道に益せんことを期す。…此『偉人号』を発刊する」との主旨説明がされていた。

小稿では、このような形で、ある時代にある価値を帯びた「偉人」が読み出されてくることに注目し、そこからその時代の思想を読みだすことを目的とする。ただし、今回はその素材として、『斯民』誌で尊徳に次いで大きな扱いを受けた松平定信（1758～1829）を中心に据えることとし、当該期にシンボル化された二宮尊徳（1787～1856）との対比は最後に若干加える研究ノートとして稿を進めることをご寛恕いただきたい。

## 1、近代日本における松平定信の「発見」者たち

### （1）その礎 — 三上参次と渋沢栄一

#### ①三上参次

定信が「偉人」として積極的評価を与えられていくのは、日露戦後社会であるといってよいが、それを直接用意したのは、三上参次と渋沢栄一の二人であろう。まず三上の定信論を一瞥しよう。

明治期の歴史学界は、明治維新の経緯からいって「薩長史観」が主流を占め、江戸時代を再評価することは、困難な時期がしばらく続いた。こうした中、アカデミズムの中で松平定信が注目されてきたのは、三上参次（1865～1939）の役割が大きい。彼は、帝大大学院を卒業直後の1891年、『白河楽翁公と徳川時代』を上梓した。その序文で三上は、執筆意図を次のように語っている。

本書は、予が次を逐うて著さんとする、史伝の第一巻なり。予は日本歴史の中より人物も事業もともに秀でて、日本人の模範の一として、景慕すべく、また以て歴史の一時期を代表せしむるに足るべき偉人を択び、その伝記を綴らんと欲す。而してその目的は左の二つに在り。其一、予は之によりて、歴史に一の新体を創めんとす。…偉人の伝記を切り口の中心とし、政治、法律、学問、宗教、人情、風俗等、その時代の社会のありさまの一斑を之に繋けてしるさんとする。…其二、真の日本人の養成せられんことを望む。

「日本人の模範」たる「偉人の伝記」を綴ることは、「真の日本人の養成」という道德教育的側面と社会の一斑を人物を切り口に語るといふ歴史叙述の実験的側面があると言う。方法論上の意図は理解したとして、それではなぜ定信

なのか。その点については、こう語る。

（前略）予は早くより、学問も徳行も俱に秀で、功業のまた著しく、我輩の模範として慕ふべき人物を江戸の時代に求むるに、上下二百五十年に渉ることなれば、もとより其人に乏しからず。

其中に就いて、最も意に適するもの三人を得たり。水戸の西山公光圀、八代の將軍有徳公吉宗、及び楽翁公是れなり。……予に於ても、学問上にて得し知己の最も早きは此公なり。殊に其出処言行は、最も人をして奮起せしむるに足る可し、と思惟す。されば、予は此の公こそ、先づ史伝の筆を下すべき人物なれと定めたり。楽翁公はかゝる偉人なり。…かくして幾分か、我が近世史の興味を世の人に知らしめ、また日本人の一の模範として、楽翁公を慕ふことを知らしめば、著者の喜び何か之に過ぎん。

晩年の回顧（1936年の聞き取り）でも「私共の教育を受けた時代から後になりますと、西洋人の伝記ばかり読むのです。（略）それで私はこれは困ったものだ、一つ日本にもたくさん手本とすべき人物があるのだから、試みにこれを短いものを書いて、そうして歴史の各時代からその時代を代表するような人を世間に知らしめよう」というナショナリスティックな志向性を語り、「真の日本人」の「模範」化は一貫した発想であることを改めて示した<sup>(4)</sup>。

『白河楽翁公と徳川時代』を出した後、三上は『大日本史料』や『明治天皇紀』などの編纂に傾注し、その他の伝記を出すことは得なかったが、定信関係はその後もしばしば発表し、第一人者であることを示した<sup>(5)</sup>。

## ② 渋沢栄一

さて、アカデミズム界の三上参次以外に、定信の近代社会での評価、「発見」に功あった人物と言え、近代実業界に君臨した渋沢栄一（1840～1931）を措いてあるまい。渋沢は、その経済活動の一方で社会公共事業にも携わり、その一つに東京養育院の院長職（死去するまで在職）があった。この役職が彼と定信を結びつける大きな糸となった。『養育院80年史』（東京都養育院編、1953年）はこう記述する。

故渋沢院長は、本院創立以来終始一貫経営の根幹をなし、その不撓不屈の精神と艱勉努力の成果については贅言を要しない。而して本院草創の頃その経費は、松平越中守定信（白河楽翁公）の創始した所謂七分金（後共有金という）の一部をもって支弁されたことと、町会所を継承した営繕会

議所の経営下にあった関係から、公を追慕し、その偉業を偲ぶ念、洵に切なるものがある。(中略)

渋沢院長は、平素深く楽翁公の善政と高德を偲ばれ、公の祥月命日である五月一三日には毎年公の祭典を行なって来た。なお、明治二〇年代からは毎月一三日を養育院当院日と定め、当日は万難を排して登院することに努められた。明治四三年以来この祭典の際記念講演を併せて行うこととなった。

渋沢自身も「(七分金が)丁度不思議にも、其事が重に東京養育院と、大変縁故が深いので、養育院の今日あるのも、殆ど楽翁公の積金が元を為したといってもよいのでございます」という主旨の講話を語ることが多かった(6)。

### ③ 定信への贈位と評価の活発化

1908年9月9日、松平定信に対し正三位が贈位される。日露戦争後の社会的思想的安定にほど遠いと見た桂太郎内閣が、その問題点を是正する切り札として「戊申詔書」を發布した(同年10月13日)一ヶ月前のことである。

この贈位を祝って、翌月13日には、三重県桑名の鎮国守国神社(前者は、桑名藩初代藩主の松平定綱を祭神、後者は松平定信を祭神とする)で奉告祭が行われ、旧領地の福島県白河でも奉告祭と贈位記念講演会が行われた。白河では、床次竹二郎内務省地方局長の「不肖平昔の公を欽仰する所以を一言せば、公の事業を一貫するもの、実に儉徳の二字に外ならざること是なり」という挨拶(代読)を皮切りに、各演者が以下のような講演を執り行った。

高田早苗「楽翁公の人格事業」 / 市島謙吉「図書界に於ける楽翁公」

吉田東伍「白河地方の地理」 / 稲葉巖吉「歴史上に於ける楽翁公の地位

国府種徳「楽翁公の力行主義」 / 河野広中「楽翁公と我邦の現状」

江間政發「初陣の楽翁公」(時間のため講演せず)(『斯民』3-9、1908)

一方、渋沢栄一の東京養育院では、1910年よりその命日(5月13日)に記念講演会を催しはじめた。ここでの講演者は、三上参次をはじめとするアカデミズムの歴々をはじめ、錚々たる顔ぶれを揃えている(7)。ある講演会で渋沢自身は、定信を「近世一の名君」と持ち上げた。すなわち、徳川氏の施政三百年の間には「初代の徳川家康といふお方が、実に遠大なる政策を以て其事を遂行されました。三代の家光といふお方、八代の吉宗といふお方、其他紀州の南龍公とか、水戸の義公とか、代々の賢君名将が輩出して居りまするが、殊ど完備な

お方と申したならば、或は楽翁公に第一指を屈せなければならぬと存じます」  
(8)と。

渋沢の定信に対する顕彰活動の集大成は、今日でも定信研究の基本図書となっている『楽翁公伝』の発行（岩波書店、1937年）であろう。ただし、同書は「著書 渋沢栄一」とされているものの、「自序」を記した渋沢の弁によれば、「三上（参次）博士が資料と第一稿本とを提供して、平泉（澄）博士これを編纂し、中村（孝也）博士の修訂せられたもの」に渋沢が意見を述べ加えたもので、「いづれを著者とも定め難く、已むを得ず、私の著作として公けにすることにした」とされている（なお、発刊された段階で、渋沢はすでに鬼籍に入っていた）。いくら渋沢が定信を信奉しようとも、歴史学は門外漢にすぎない。この大作の作成経緯が如実に物語るように、近代における定信再評価の礎を築いたのは、三上参次であったことを改めてこの事例が証明していると言えよう。渋沢は、その社会的地位の高さも相俟って、そのプロモーターおよびパトロン役割を果たし、両者の協力によって、定信は確乎たる評価を得たのである。

## （2）内務官僚・井上友一による定信像形成

### ①『斯民』の役割

本来的には尊徳50年忌を発端に創られた「報徳会」の機関誌『斯民』が、尊徳以外の「偉人」顕彰にも力を入れていたことは「はじめに」でも触れた。例えば、1907年12月号は、同年11月17日に島津久経・山鹿素行・中江藤樹・伊藤仁斎・香川景樹・山崎闇斎の「贈位故賢記念報徳会」が行われた様子を伝え、その席で挨拶に立った報徳会評議員・早川千吉郎（三井銀行理事）はその主旨についてこう語った。

ご承知の通り、本会は二宮尊徳先生の教を（…実行・研究・普及することを）目的とする所の会であります。故に、主として是等諸先生が、如何に我邦の世道人心の上に影響があったか、即ち風教上に於て、如何に効力があつたか、又精神訓育の上に於て、如何に効果があつたかといふことを、我々が知るために今日の会を開くことを最も必要と認めたのであります。

『斯民』1908年5月号は松平定信の命日に合わせた「偉人号」が発刊されたのだが、そこで描かれた定信評価を改めてみることにする。

公は江戸に在りて、精勤力行よく寛政の至治を致し、政治、文教、武事、国防、学術、事業、総ての方面に中心となりて、醇正の心術と偉大なる人格とを発現せしめ、一身直ちに修養と訓化との概論となり、又之が結論を示したるの人なり。其遺沢や永く今の帝都たる東京市に及びて、而かも人多く知らず。…楽翁公は東京市の恩人なり。公が昔し江戸の町会所に積み立ておかれし七分金なるものが、維新の際までにて、百万余両となり、今の東京府庁、市役所、銀座街、養育院、東京瓦斯会社及両国橋は、皆此金に基づきて出来たりとか。

ここで表象化されているのは、すべての面に卓越した政治家であり、特にその政策の一つであった七分金積立は、今日の東京発展の資本金となっており、「東京市の恩人」と呼ぶのが相応しいこと、しかも「修養と訓化」の見本であること、などであった。

『斯民』誌上にはこうした観点からの定信関係がしばしば掲載され、その「修養と訓化」が逐次読者に示されていくのであった(9)。

## ②井上友一の定信評価

この『斯民』の発行主体「報徳会」は、内務省地方局の官僚が中心的位置を占めており、とりわけ神社局長・府県課長などを歴任した井上友一(1871-1919)の存在は、大きかった。井上が定信について著した著作に『楽翁と須多因』(1908年)がある。これはドイツプロイセンの宰相スタイン(須多因)と松平定信(楽翁)を18世紀の優れた政治家として比較、賞賛した書物である。

「第18世紀の中葉に当たりて、北歐州の柱石たるべき、一個の偉大なる人物の現はれたるあり。普国の再造の使命を荷ふて、基業確立の功を遂げたる須多因、即ちその人なり。須多因の一たび挙げられて宰相の印綬を帯ぶるや、行政組織の改革、地方自治制の制定を始め、兵制の改革、関税の改定…一身を捧げて国に尽くすの精神、…横溢せるを見るべし」とスタインを評し、彼を定信と並び論評する理由について、「予が近く幕府再建の偉人として、其名最も高かりし楽翁と併せて、茲に須多因を叙せんとするは、畢竟此の二人の間に、至誠の精神自から相似たるものあればなり。…予やもと歴史の専攻者にあらず。是の故に本書の如きも、唯僅かに民政研究の一資料として、二人に関する事蹟の一端を知友に紹介するが為めのみ」とするのである。

井上は、地方制度、救済制度などに特に功あったと評されるが、その代表的

著作とされる『救済制度要義』（1909年）では、「徳川時代の救済制度」の一項目として「松平定信の強制労役制度」を挙げ、さらに『自治開発の訓練』（1912年）中の「自治制度の沿革」項の中では、「自治制度の開山スタイン」「スタインと同時代の楽翁」と語り、先の著作同様両者を高く評価してる。

井上は、なぜ特定の「偉人」の名を挙げて、政治的課題を解決する方向付けを示そうとしたのか。この点は、井上が『斯民』1908年9月号に寄せた「偉人祭と偉人棚」という論稿が一つの参考となる。

図書館の活用といふことに就て、二三やって欲しいと思ふことがあるのでございます。其一は、偉人祭といふ事で、先賢の記念祭であります。そうして其祭を機会として、其先賢に関する講話をして聞かすのであります。もう一つは、偉人棚といふ事で、これは偉人に関係ある手沢品等を集めて、展覧に供することです。…学校以上の価値ありし図書館……図書館をして引力あらしめよ……種々なる質問に応ずる設備……婦人の為の設備……図書館をして感化力あらしめよ。……地方に功績ありし先賢を祭れよ。……昔の図書館は集積主義であったが、今日の図書館は訓育主義を以てしなくてはならぬ。

『斯民』誌が偉人顕彰に熱心であったことは、このような井上の「先賢に関する講話」、「訓育教育」を行おうという志向が、大きく与っていたものと思われる。

こうして、三上参次、渋沢栄一が先鞭をつけた定信評価は、井上等内務官僚が積極的に後押しする中、日露戦後以降の社会でどのような像を結び、どのような語りがなされていくのであろうか。章を改めて、吟味していきたい。

## 2、近代社会における松平定信の表象

### （1）「儉約」の美風実践者としての定信

日露戦後の地方改良運動は、戦争のもたらした財政悪化を克服するため、一方で勤儉貯蓄を推進した。したがって、1908年の戊申詔書は国民に様々な課題を説くものでありながら、発布直後は、戦後不況も相俟って、「勤儉詔書」として民衆に捉えられ、積極的解釈を期待した為政者側との懸隔が生じた<sup>(10)</sup>。二宮尊徳が読み出されてくるのは、このような文脈上であった。

一方、寛政改革で儉約を奨励した定信も、こうした側面で評価を与えられる。

たとえば『戊申詔書略解』（1908年、吉川弘文館編発行）は、近世の三大改革を等しく並べ、こう解説を加えた。「徳川吉宗の享保の改革は…、松平樂翁公の寛政の改革は、享保の政が破れて、田沼時代以後の奢りに流れてをる社会を救はうとした為、なほ水野正邦の天保改革は…。英明なる聖主、將軍等は常に臣民を奢りの弊習より救はんが為に注意せられ、社会の敗類を防いだ事は、尤も喜ばしき現象といはねばなりません。今度の詔書中、殊に儉約といふことに大御心を注がれた聖旨の程を伺ひ奉る者、誰でも感泣せぬものはありますまい」と。

内務省地方局長・床次竹二郎が、白河での定信贈位記念会に寄せた演説文には、「平昔の公を欽仰する所以を一言せば、公の事業を一貫するもの、実に徳の二字に外ならざること是なり」とあったことは、すでに紹介した<sup>(11)</sup>。

このように、「儉約」「儉徳」を強調したのは、本節冒頭で触れた経済状況のしからしむる所であったが、過度の「儉約」は、さらに経済を悪化させるといふ矛盾を招来する。それが、現実化したのが、戊申詔書を「勤儉詔書」と捉える民衆と当局者の懸隔であった。

たとえばある「戊申詔書衍義書」には「白河樂翁公の時、非常の節儉を行はしめんとて、令して衣食住什器の類は、新調を止め、……等の如き極端なる所作は今回の聖意にはあらざらん。要は、縷々述べ来りたる如く、身の分限を守りて、勤と儉との両立を望ませ給へるものならん」<sup>(12)</sup>のように、定信が否定的に扱われた事例さえ見えるが、多くは、定信を素材として扱いかねているように思える。つまり「儉約」論鼓吹自体の可否も含め、定信をこの文脈で肯定的に評する論稿は、決して多くなかったのである。

## （2）公共精神の体现者としての定信

公共精神という言葉は、近代社会で読み出された定信をめぐる中心的なそれであると言える。すでに内務官僚の井上友一が「自治制度」に絡めて、その先駆性を高く取り上げていたのを典型とし、七分金積立に感銘した渋沢栄一などもこの観点からの定信評価者であったと言ってよい。

松平定信を信奉する新潟県柏崎地方の人々が、地方改良運動の目指す方向と如何に合致しているかは、たとえばこのようなレポートとしても紹介される。

（松平定信の知行地であった越後柏崎地方の）人民は、奉公の精神に富み、勤儉の美風あると共に、其重立は皆善人たる性格を通有し、一般に公



共の為努力するを以て、篤志的事業の施設頗る盛んなり。…柏崎図書館…神道青年会…仏慈養育院…柏崎盲啞学校…。蓋し此の如きは、即ち国民化育の以て施設の第一義とせる我楽翁公の風化其基礎をなし、百余年間、不識不知養はれたる精神の何時となく發揮して、此の善人と此事業を見るに至りしものならん乎<sup>(13)</sup>。

こうした「理想郷」を支える精神とともに、もう一つこの時期に語られてくる定信「神話」は、「我国公園の鼻祖とされる南湖公園」<sup>(14)</sup>の作成者・定信である。

南湖公園とは、1801年、定信が白河市外に灌漑兼用の池を造成し、その周辺を植樹整備したものを指す。この場は、それまでの貴族や武士の邸内など閉鎖空間にあった庭園とその概念を異にし、すべての民衆が自由に出入りできる公共的な文字どおりの「公園」として創られたものと評されている。

つまり、この過程で「公園」を日本で最初に創った定信という語りが登場するのである。

地方改良運動が、日露戦後に立ち現れた内外の困難な問題解決を課題としたことは、周知であるが、こうした中「国民」意識の醸成、帝国を担っていく自覚喚起が様々な形で行われた。

たとえば、1911年帝国議会で「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が審議されはじめ、「史蹟名勝天然記念物保存法」（内務省大臣官房地理課）として公布されたのは、1919年のことであった<sup>(15)</sup>（なお「国立公園法」の成立は、満州事変の1931年である）。こうした中、定信の南湖公園は、1924年に「史跡名勝」に指定されるのであるが、その「近代」性は縷々引き合いに出される。

「国民意識」の共有とは、「風景画が、人々にノスタルジアという心性を喚起し、それが祖国を象徴する風景であるという意識が共有されること」であるとされる<sup>(16)</sup>が、南湖公園が、「近代公園の鼻祖」という評価を獲得した背景には、そのような形で定信を評価しようとする志向を確実に読みとることができよう。

### （3）史蹟保存の先駆者としての定信

定信は、歌枕など文学で人口に膾炙していた「白河関」の所在が不明であったのを遺憾とし、1800年にその場所を推定し、そこに「白河関趾」碑を建立した。三上参次は、近代定信研究の出発とも言える『白河楽翁公と徳川時代』

(1891年)の中で、その件を「関の趾、既に久しく埋没して知られず。定信は、かゝる名勝の伝はらざるを嘆き、地理を按じ古歌に考へて、やうやく、旗宿村の西なる小高きところこそ、そのあとなれ、とたしかなる証拠を得つ。乃ち、茲に石碑をたてしなり」と記す。

後年「楽翁公の白河関址決定は、王朝官設の関の表立を志向したものであったが、其限りに於ては妥当性を有するものではなかった。公の表立になる白河関は中世の私関に属するものである。旗宿の地は鎌倉官道所縁の地として、十分記念すべき土地であり。この点で其表立は忘れられた関の記憶をよびもどすものとして大に顕彰されねばならぬ。私は楽翁公の白河関表立の意義を茲に認める者である」<sup>(17)</sup>とその事実関係に、若干の訂正が加えられるものの、史蹟顕彰の精神は、高く評される。

さらに、定信が、「集古十種」85冊などをはじめとする「国内諸侯古寺社に存する貴重史料」を編纂した業績や「幕府に於ける武蔵風土記稿の編纂を始めとし、民間に於てもまた地方に於ても幾多の地誌類や考古的典籍の出づるを見るもの、また楽翁公の感化影響に依るものと見られる」とその感化力が評価されることになる<sup>(18)</sup>。

日露戦後以降、内務省は地方改良運動を進める中で、各地方の史蹟顕彰、偉人発掘をすることにより、「国民意識」を醸成していた<sup>(19)</sup>。「斯民」の誌面構成も多分にその影響下にあったとみてよく、同誌の1912年1月号には、「史蹟の破壊と地方当局者の責任……史蹟は注意次第で保存が出来る……史蹟保存に熱心なる欧米諸国……史蹟は国民の活ける教訓」(阪谷芳郎「経済上より見たる史蹟名勝保存の価値」)と、今日の議論と見まがうような主張がされていた。

1924年に「史蹟」に制定された南湖公園が、今日「松平定信公の創設したわが国最初のそして最古の史蹟名勝南湖公園」<sup>(20)</sup>という語りをされるところに、近代社会における定信評価の一つの帰結を読みとることができよう。

#### (4) 神社祭神としての定信

近代日本社会は、いわゆる国家神道体制を押し進めていくのだが、その過程で南朝の「忠臣」や明治維新の功労者など、続々と祭神として祀られる創建神社が簇生してきた。例えば、日露戦後にもてはやされた近世後期の農政家・二宮尊徳(1787-1856)をめぐるのは、その意志を継ぐ報徳運動関係者が、1880年代から創建の動きを見せていた。そして1891年尊徳に「従四位」が贈位された

ことを契機に最終決定をはかり、尊徳出生地の神奈川県小田原（1894年完成）と終焉地の栃木県今市（1898年完成）の二カ所に創建され、以降報徳運動の精神的支柱として、機能していくことになる（21）。

さて、定信であるが、明治に入った段階で、三重県桑名に現存する「鎮国守国神社」に祀られていたことは、先に触れた（22）。同社は、元来松平定綱（1635年に桑名藩主就任）を鎮国大明神として祀るため、1797年創建されたものであるが、1834年には定信も守国大明神として合祀され、1880年県社に昇格した。

さて、南湖「公園」をはじめ、定信の名声が近代社会のなかで高められてくると、白河の人々にも神社建設待望論があがってくる。

たとえば、後に南湖神社の初代社司となる中目瑞男は1909年に伊勢神宮を訪れ、帰途桑名で下車し、「県社鎮国守国神社ヲ俾夫ニ尋ネタルニ不明。白河楽翁公ヲ祀ル神社ト尋ネ判明。参拝セルトキ之ガ衝動ヲ得タリ。白河楽翁公トシテ天下ニ知ラレ、然モ白河ニハ偉大ナル公ノ遺蹟多キニ不拘、神社ナク碑ナク、誠ニ遺憾トナシ」とし、帰途直接内務省神社局に相談すると、「白河ニアルコトコソ意義アル事ナリ。大イニ努力セヨ。準備成ルトキハ、許可セラル可シ」との快諾をもらって帰郷したという。中目は以降、町会議員小出常吉および町長藤田新次郎と連携して計画を推し進める（23）。

また『白河市史』下巻（1971年）に従い、その経緯を略記すれば、まず1908年の贈位の際に、何らかの有形記念物をつくる意見が町議会で出され、次いで、1915年の大正天皇の即位記念事業として「郷賢祠」（郷土の歴史上の偉人たちを祀る神社）が議会で提起されたが、賛同を得られず、代わって南湖の浚渫案が可決されたが、それも行われなかった。その後、定信だけを祀る神社の創建で合意し、1920年創立認可、22年起工、23年5月竣工し、県社に列せられた。

この過程でも渋沢栄一は、経済的負担を含め、非常に大きな役割を果たしている。地元の陳情に答え、自ら1万2千円を寄付したほか、諸方面に働きかけ、5万円余を集めるのに貢献した（24）。自身でも「公を神社として尊敬したいと云ふので、旧領地白河に南湖園と名付けて居られましたその庭園が残って居りますので、…私もその為に幾分力を注ぎまして、南湖神社と申して立派なお社が出来ました」（25）と回顧する。

近代日本社会において、神社が国民統合のシンボルとなっていたのは、多言を要さないが、内務官僚の水野錬太郎の語り（1909年に秋田市に同郷の国学者、平田厚胤と佐藤信淵を合祀した弥高神社が完成した際の演説）を引用して

おこう。

偉人の旌表が国民風化の上に偉大の効果あることは申す迄も無し。殊に本県（注一秋田）に於ては、教育家の事業として両大人の神社合祀（注一弥高神社）を挙を企てられたるは、実に美挙に有之。小生の兼て主張せる神社と教化との関係を実にしたるものにして、小生は一層愉快を感じ申し候。近来欧米に於ても偉人の旌表に努め、是を以て国民教育の資に供しつゝあるは、全く之と其趣旨を同うする次第に御座候（26）。

「国民風化」の素材として、定信も単独で祭神化されることになるが、その素材は、多面的な読み出され方をしたとは言え、広義の「公共精神」を内務官僚のそれと重ね合わせたものが、強調されたのである。

#### （5）定信評価の隘路

「儉約の美風実践者」定信像が、前面に出しにくかったことは、（1）で触れたが、それ以外にも近代日本における定信評価の隘路は、もう二つあった。

一つは、いわゆる「尊号一件問題」についてである。この点について、「徳川氏の治世茫々三百年。其の間名臣伊霍光の如きものをものを求むれば、何人も第一に指を松平定信に屈すであらう。……然るに其の鮮やかな事業の中で尊号問題問題ほど彼が不忠を暴露したものは無い。…予は此れで承久の役の悲劇を回帰して、尊号問題は、徳川幕府の承久役であると云ひたいのである」（27）のように、その「不忠不臣」ぶりを叩く意見を全否定することは、難しかったと思われる。

国定「国史」教科書中で「定信は常に皇室を敬った。たまたま京都に大火があって、おそれ多くも災いが皇居にまで及んだ。定信は皇居造営の命を受けて京都に上り、みづからその工事を指図した」（28）との評価を与えても、天皇絶対の近代日本の中でやはりタブーを包含するものであった。

第二番目の難点は、「寛政異学の禁」や林子平（積極的な海防論を説いた経世家）の処罰問題である。たとえば、近代における定信再評価の先鞭をつけた三上参次は、1891年の著作で、「異学の禁を以て、程朱のみを許し、同じく孔孟を宗とする他の学派を圧せしは、殆ど此の言をなし、人（注一定信）の処置とはいふべからざるに似たり」とし、「予は一言を以て、定信が学政に就いて懐きし意見を評し、此一節を結ばんとす。曰く、誤れりと」と結んだ（29）。

ところが、1906年になると、「有名な異学の禁、是は実に学問研究の自由を

害し、学問は競争によって進歩すると云ふやうなことを、全く眼中に置かない間違った政策であると考へて居りまして……然るにその後段々与其当時の学者の著書を見、又当時の文人学者の手紙の現存しているものなどを多く見ますと、どうも我輩の従来考へて居つたことは間違いらしい…実に時務に適応したる已むを得ざることであった」(30)と肯定的評価に転じた。

「学問研究の自由」を標榜せんとする立場からは、必然的にこの政策は問題ありと指摘せざるを得ないのだが、社会主義などの体制批判思想が立ち現れる歴史段階にはいると、俄然歯切れが悪くなってくる。「近世の理想的政治家」像の創出には、幾多の困難が伴い、必ずしも目論見通りに行かなかつたとも評せよう。

「民間史学者」として知られた山路愛山も、1911年に「日本名臣伝の一」という副題をつけた辛口の「松平定信論」(31)を書いた。この中で山路は、定信が一定評価を受けたのは、田沼政治の不人望によるところが大きく、よって「定信は幸運児」「時世の子」という見方を披瀝している。結論的にも、「定信の性格は、必ずしも万人に愛好せらるべき円満のものに非ず。随分敵も多かりしことならんと察せらる。たとへば、学政の事に就て之を見るも、定信は恰も朱子学者の大將の如く一派の学問を偏執して、宗旨を立てんとする党人に似たり。…異分子を包容する能はざる度量狭隘なりし内閣なりしとも謂つべし。…七年間の長寿内閣を保ち得たりしものは、其家門の高きこと、其忠誠無二なりし性格の世に信じられたるが為めなりしのみ」と極めて冷厳な評価を下していた。

こうした定信の評価は、彼を全面的に礼賛することを陰に陽に妨げることとなるのは、致し方ないことであったが、近代における定信像の公的（肯定的）理解は、三上参次・渋沢栄一らの共同作品『楽翁公伝』の結語（岩波書店、1937年）が象徴的に表していると思われる。

思ふに、公は天明の末期、時局艱難の際に出でて、幕閣の首班に立ち、至誠至忠、皇室を尊み、名分を正し、財政を整へ、綱紀を張り、風俗を改め、文武を奨励し、以て社会を累卵の危きに救ひ、蒼生を塗炭の苦しみより助け、所謂寛政の治蹟を挙げられたり。……嗚呼公の如きは、真にこれ国家の柱石、政治家の典型と謂ふべきなり。

むすびにかえて

日露戦争以降、日本は世界の帝国主義社会に否応なしに参入して行かざるを得なくなってくる。こうした中「国民」の自覚を涵養していこうとする試みが地方改良運動であり、それは地方の中核的人物の育成をめざすとともに、「国民教化」を狙う思想的引き締め策でもあった。しかし戊申詔書（1908年）などの手段を用いても、必ずしも「国民」を政治的に吸引できなかったのは、日比谷焼き討ち事件から始まる「都市民衆騒擾の時代」<sup>(32)</sup>が証明する。しかしながら、政治的な統合効果は即時的に現れなくとも、社会的・文化的統合は、確実に進められていく。たとえば、「偉人」定信を神社に祀り、その遺徳を偲び、それに学ぶという方向で。

松平定信という政治家は、今日の一般的歴史認識では、必ずしも「江戸時代随一」とまでの高い評価を得ているとは思われない。にもかかわらず、彼をキーパーソンとして扱ったのは、彼がただ日露戦後に漠然と研究、評価されてきたからではない。日露戦後社会における一つの処方箋として、内務官僚などが定信の事績を積極的に読み出していったところに、その時代相そのものを明らかにし得ると考えたからである。

したがって、定信からは読み出しにくかった事績も、当然日露戦後社会を映す。前章で挙げた、「儉約」論、「尊号一件」、「異学の禁」などを評価する困難さは、まさに明治末期という時代意識の反映そのものと言ってよい。それを隠蔽せざるを得なかった『楽翁公伝』の結語は、やはり過度の「理想的偉人」像が投影された結果であろうか。

こうした像の可否は一旦措いて、私は定信から読み出された言説として、「公園」・「史蹟」などを媒介とした公共精神のそれが、近代日本において大きな意味を持ったと考える。特に、「東京の恩人」という評価には改めて注目しておきたい。この言葉自体は、日露戦後にすでに登場していた表現であるが、内務官僚として、地方改良運動の実働者として活躍した井上友一が1915年に東京府知事に就任したことも、東京の定信顕彰に拍車をかけたと思われる。たとえば、次のような証言もある。

後世、定信に感化を受けて活動したのは、渋沢栄一氏と井上友一氏であった。渋沢氏は（略）。井上友一氏は東京府知事となり、府庁の建築費が楽翁公七分金より支出され居るを知るや、痛く公の遺徳を追慕し、公の墓前に参詣し、また天明八年の願文を絵葉書に印刷して広く之を天下に頒布

せられた。大正七年（1918）頃東京府として始めて都下の史蹟や名所旧蹟を保存することを考へ出されたのも、井上知事であるが、之にもまた楽翁公の好古愛護の精神の相通ふものあることが考へられる。東京府としての史蹟保存は恐らく井上府知事の松平楽翁公墓参拝であり、名家墓地の保存が第一声を挙げて、後の楽翁公遺徳顕彰会の発端を為すものであらう<sup>(33)</sup>。「楽翁公」の精神と一体化されて評された井上友一は府知事在任のまま、1919年急逝するが、その追悼の中では、ついに「現代の楽翁公」との称号さえ与えられた。これは、井上にとって、この上ない賛辞であったと思われる。

楽翁公が民人の疾苦を自らの疾苦として、寛政の治を凶ったことは、実に官人の亀鑑とすべく、人間以上といふも溢美ではないが、君が楽翁公を標的とし、治化を我物同様にせる点より見れば、正に明治大正の楽翁公といふべきである。<sup>(34)</sup>

また東京養育院の祭典について、『養育院八十年史』（1953年）はこう記述する。

東京養育院での祭典は、大正元年までは仏式によっていたが、同二年以降は神式に改め（た。）昭和6年11月渋沢院長の逝去にともなって、一時その規模を縮小し、院内の祭典又は法要のみに止まったこともあったが、11年度からは、再び市区関係者を招待の上、講演会を行い、さらに15年度からは院内の記念会の外、市公園課、楽翁公遺徳顕彰会と共同主催で、6月14日に墓前祭並に公会堂に記念の夕を開催することとなった。

こうして東京市は「墓前祭」を執り行う主催者の一人となる<sup>(35)</sup>とともに、1932年には、東京市役所編『東京市の恩人 松平楽翁公』、1940年には同編で『非常時に際し楽翁公を憶ふ』と題するリーフレットを発行し、市民にその精神を広げようとしている<sup>(36)</sup>。

定信は、文化的価値も付帯する「公共精神」の体现者として、日露戦後以降読み出されてきた。しかしそれは、内務官僚の戦術的読み出しであり、すべてが人口に膾炙した物語として流布したかは、また別個に考える必要がある。

この点では、井上ら内務官僚が、わざわざ報徳会を設け、その「公共・公德精神」を喧伝しようとした二宮尊徳論の行方と比較すると興味深い。つまり、報徳会機関誌『斯民』では、創刊当初の尊徳顕彰的色彩は、3～4年で薄まり、本稿で用いてきたような定信を初めとする「偉人」たちの逸話や公共心を喚起するような事例紹介が次第に増してくる。「勤儉」奨励の文脈の中で語られる

尊徳が、不況の根元視、「吝嗇家」的な解釈を受けたのは、定信の「儉約」論が不評であったのと同様である。

内務官僚は、尊徳においては、その「推譲」思想（計画的経済活動の結果、余剰が生じた場合はそれを社会に還元するという考え）の中に「公共精神」の読み出しを図っていかうとするのだが、尊徳が成人後のこうした「報徳思想」は、必ずしも一般化したとは言えない。そうではなく、尊徳の場合は、薪負読書の「少年・金次郎」像としての表象化がなされ、近代日本最大の「国民的偉人」へと飛躍していったのである。貧しい農民が「勤儉」、辛苦勉励した末、出世するというサクセスストーリーを読み込まれたからであろう。

歴史の第二幕において、可視化できる部分では、「二宮金次郎」像が大衆的人気を獲得していったのに対し、定信は決してそうだったとは言い難い。しかしながら、「公園」「史蹟」といった文化的価値、「東京の恩人」といった「公共精神」は、直接的に定信と結んでいないように見えても、遡れば日露戦後に再語りされてきた定信論の中に育まれてきたことが確認できるのである。またそれは、語るべき素材を求めていた日露戦後社会の一旦を窺う鏡となることを、二宮尊徳への語りとともに確認できよう。

#### 注

- (1) ホブズボウム他編『創られた伝統』紀伊国屋書店、1992年邦訳。西川長夫・松宮秀治編『幕末明治期の国民国家形成と文化受容』、新曜社、1995年。
- (2) 並松信久「つくられた二宮尊徳」（吉田光邦編『一九世紀日本の情報と社会変動』、京都大学人文科学研究所）1985年。見城悌治「近代日本社会と報徳思想」『ヒストリア』137、1992年。
- (3) 内政史研究会・日本近代史研究会編著『「斯民」目次総覧』「改題」、龍溪書舎、1980年。
- (4) 三上参次『明治時代の歴史学界—三上参次懐旧談』、吉川弘文館、1991年。
- (5) 管見の範囲でも、「白河楽翁侯に就て」『斯民』1-5 1906、「模範政治家としての松平定信」『史学雑誌』7-11 1906、「文教より見たる楽翁公」『斯民』3-5 1908、「江戸幕府の有せし外国知識—特に松平定信に就いて」『史学雑誌』25-8 1914、などがある。



- (6) 渋沢栄一「経世家として見たる楽翁公」『斯民』3-4, 1908年。
- (7) 東京市養育院編集の『楽翁記念会講演集』は、第一巻(1910~1914)が延べ11名、第二巻(1915~1917)4名、第三巻(1918~1921)延べ6名、第四巻(1922~1936)延べ14名の講演速記が収められている。演者は、渋沢栄一(9回)、安達憲忠(3回)、江間政發(2回)、三上参次(2回)、井上友一、阪谷芳郎、富士川游、佐久間長敬、戸川残花、辻善之助、栗田勤、井之辺茂雄、沼田頼輔、黒板勝美、大倉喜七郎、宇野哲人、龍肅、中村孝也、花見朔巳、平泉澄、高柳光寿、岩橋小弥太、松平稻吉(各1回)。
- (8) 渋沢栄一「経世家として見たる楽翁公」『楽翁公偉績講演集』第壹号、1908年。
- (9) 参考までに『斯民』(初期5年間)に掲載された定信関係論稿を紹介しておこう。

- 1) 1906, 8/9 三上参次「白河楽翁侯に就て」(上・下)
- 2) 1906, 6 「楽翁公と五月十三日の養育院」
- 3) 1906, 11 白石正邦「楽翁公の浴恩園址を問(→訪)ふの記」
- 4) 1906, 12 江間政發「白河楽翁公と其修養」
- 5) 1908, 2 「白河楽翁公 心願の誓書」
- 6) 1908, 5 (「はじめに」で一部引用した松平定信命日にちなんだ)「偉人号」。口絵に定信の肖像を載せ、冒頭には定信の旧臣であったとされる江間政發の「白河楽翁公の修養と識見」を掲げる。同号は他に、二宮尊徳、本多利明・渡辺華山・ビスマルク・ペスタロッチ・カーネギーなどが取りあげられた。
- 7) 1908, 5 「本会と楽翁公記念会」

五月十三日は恰も故白河楽翁公の命日に当るといふを記念に、公が退隱の地たりし、築地浴恩園の旧址たる現今の海軍大学構内における春風池・秋風池などを拝観すべく、海軍当局の認可を得、当日の集会所として、本会評議会、特別会員、其他海軍部内の有志者並びに、松平子爵家に関係ある人々をば、同日午後四時より築地水交社に誘引し、楽翁公記念報徳会を開催して、子爵家よりも楽翁公の遺物十数点を陳列展覽に供せられ、なほ渋沢男爵、江間政發君、及び三上文学博士等の講話あるべき予定なり。

- 8) 1908, 6 渋沢栄一「経世家として見たる楽翁公」
- 9) 1908, 7 三上参次「文教より見たる楽翁公」
- 10) 1908, 10 白石正邦「楽翁公の絶筆」
- 11) 1908, 10 「楽翁公贈位奉告祭の計画」
- 12) 1908, 11 「白河楽翁公贈位記念講演会」
- 13) 1909, 5 「楽翁公忌辰臨時祭典」
- 14) 1909, 6 「白河図書館開館式」
- 15) 1909, 7 相馬恒彦「楽翁公と柏崎地方の風化」
- 16) 1910, 4 渋沢栄一「楽翁公に服すべき美点」
- (10) 見城悌治「日露戦後社会下の戊申詔書と勤儉貯蓄」『立命館史学』10, 1989年。
- (11) 「白河楽翁公贈位記念講演会」『斯民』1908年11月号。
- (12) 『戊申詔書大意』、金光教本部編発行、1908年。
- (13) 相馬恒彦「楽翁公と柏崎地方の風化」『斯民』1907年7月号。
- (14) 『日本公園百年史』（1978年）。
- (15) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』、校倉書房、1997年。
- (16) 土屋健治『カルティユの風景』、めこん、1991年。
- (17) 深谷賢太郎「松平楽翁公と白河関隘」『史蹟名勝天然記念物』12-12 1937年。
- (18) 稲村坦元「松平楽翁公の後世に及ぼせる感化影響」『日本学研究』3-2 1943年。なお、井上友一『自治開発の訓練』（1912年）では、「楽翁公は集古十種に力を入れた。今の所謂美術保存である。今日古社寺保存の業が開けて奈良の東大寺や法隆寺を初めとして、各府県にある国宝を保存する計画を立てられた。元は楽翁公が晩年に立てられたのである」と、同様の主旨を語っていた。
- (19) 前掲、高木著作。羽賀祥二『明治維新と宗教』、筑摩書房、1994年、住友陽文「史蹟顕彰運動に関する一考察」『日本史研究』351, 1991年。
- (20) 「南湖神社」『全国神社名鑑』1977年。
- (21) 見城悌治「報徳二宮神社創建考」『立命館文学』521, 1991年。
- (22) なお、定信の神格化については、清水教好「松平定信の神国思想」（馬原鉄男・岩井忠熊編『天皇制国家の統合と支配』、文理閣、1992年、参照。
- (23) 竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第42巻、「南湖神社関係」。中目瑞男

- 『南湖神社祭神の事蹟と南湖公園の由来』1970年、私家版。
- (24) 『白河市史』下巻、1971年。前掲、中目著作。
- (25) 渋沢栄一「白河楽翁公の遺蹟に就いて」『史蹟名勝天然記念物』1-1  
1926年。
- (26) 水野鍊太郎「偉人の旌表と国民の風化」『斯民』1909年11月号。
- (27) 田中幸二郎「尊号問題に於ける松平定信の不臣」『中央史壇』13-9  
1927年。
- (28) 『小学国史』（下巻、1941年版）（『近代日本教科書大系』所収）。
- (29) 三上参次『白河楽翁公と徳川時代』、1891年。
- (30) 三上参次「文教より見たる楽翁公」『斯民』1908年7月号。
- (31) 『国民雑誌』2-11, 1911年。
- (32) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』、東京大学出版会、1973年。
- (33) 稲村坦元「松平楽翁公の後世に及ぼせる感化影響」『日本学研究』  
3-2、1943年。
- (34) 清野長太郎「現代の楽翁公」『斯民』1919年7月号。この号（第14巻第7号）は「井上友一君追悼号」として、全巻追悼記事で埋められた。報徳会にとって、井上は一理事にとどまらぬ巨大な存在であったことがここから明らかになる。
- (35) なお、敗戦後の政教分離問題から、東京都は1947年3月29日「東京都慰霊協会」という外郭団体を創り、今日でも松平定信の「慰霊」活動を継続している。なお、この協会は、定信と勝海舟の二人を祀るための団体であるとのことだが、何時、何故海舟が加わったのかは、事務局への電話調査では不明であった。再調査を期したい。
- (36) この「東京の恩人」というフレーズは、一般にはやや理解しにくい点があることは否定できない。例えば、井上友一は「東京市の教育会に…「歴史館」を設けて、…茲には家康と太田道灌との肖像が独り博覧会場の日本橋を占領したるが如きことありては、甚だ面白からず。其時は楽翁公こそ江戸の恩人にて、忘るべからざる故賢なることを明にし…（『楽翁公偉績講演集』第1巻、1908年）と道灌・家康との比較を意識していた。
- また、定信を一番に推せばよいはずの「楽翁公遺徳顕彰会趣意書」でも「我が東京市の恩人として仰ぐべきもの古来少なしとせず。明治天皇の深甚なる御由緒は申すも畏し、遠く太田道灌徳川家康二公の如き、其最も著

甚なる御由緒は申すも畏し、遠く太田道灌徳川家康二公の如き、其最も著しきものなり。次で楽翁公松平定信も、亦吾等市民の忘るべからざる大恩人なり」（楽翁公遺徳顕彰会編『楽翁遺影』、1929年）と遠慮気味に語っている真意を、先の勝海舟評価などとも合わせ検討してみると興味深いと思われる。

(37) 本論中には、取り込むことはできなかったが、近代の定信像は、その他にこうしたタイプがあるように思われる。

①「間引き禁止」をした「人口政策」的観点からの評価

本庄栄治郎「楽翁公の人口増殖政策」『経済論叢』7-5 1918年。

大森志郎「松平楽翁公の人口政策」『東北文化研究』1-5 1929年。

②対外問題・国防問題の先見者としての評価

藤井甚太郎「松平定信の江戸湾警備」『歴史地理』29-3 1917年。

③「敬神尊皇」教育の体現者としての評価

深谷賢太郎「松平定信と敬神尊皇教育」、1941年。

【付記】

南湖神社関係について、福島県白河市南湖神社宮司・中目公英氏、白河市立図書館、白河市立歴史民俗資料館の方々に丁寧な御助言いただきいたことに深謝申し上げます。